

WFOEの年次コンプライアンス：連鎖する4つのステップ

各ステップが次のステップの前提になる

1 法定監査

中国の会計師事務所（CPA）による監査報告書

2 企業所得税（EIT）の年度申告

監査済みの数値に基づいて作成

3 年次税務精算（汇算清缴）

5月31日まで

4 配当

税務精算の完了後のみ

監査なしに申告はできず、申告なしに精算は終わらず、精算なしに**利益は送金できない**

年次決算カレンダー：1月～6月

1月

準備開始：帳簿の締め、銀行記録と発票（ファーマピャオ）の照合

2月～3月

監査人向け資料の準備、税額の概算

5月31日

STAの期限：EIT年度申告と最終精算（汇算清缴）

6月30日

SAMRの期限：年度報告

重要

監査報告書は、両方の期限より前に完成している必要がある

5つのチェックポイント： WFOEの監査人はどこを見るか

会計

総勘定元帳、会計方針、期末決算

⚠ **リスク:** 年間を通じて記帳していなければ帳簿の再構築が必要

発票

発行・受領したインボイス

⚠ **リスク:** 銀行記録とのずれは金税システム（Golden Tax）で発覚する

税金

EIT、増値税、個人所得税、源泉徴収税

⚠ **リスク:** 課税標準と帳簿の不一致は追徴課税につながる

銀行・外貨

人民元（RMB）口座・外貨口座の明細、SAFE関連書類

⚠ **リスク:** 根拠のない入金支払いは支払いの停止を招く

会社情報

営業許可証、出資者、登録資本金

⚠ **リスク:** 過大で未払込の資本金はSAMRからの照会を招く

チェックされるのは書類同士の整合性であり、書類への説明ではない

STA・SAMR・SAFE：それぞれの管轄

STA

国家税務総局

企業所得税（EIT）、増値税、従業員の個人所得税

期限：5月31日

SAMR

国家市場監督管理総局

企業登記と年度報告

期限：6月30日

SAFE

国家外貨管理局

外貨取引とクロスボーダー決済

年次の期限はなし——取引ごとに書類の提出を求められる

注意

SAMRへの年度報告を怠ると → 「経営異常名簿」（经营异常名录）に掲載。3年連続の場合、法定代表者は3年間、董事（取締役）に就任できなくなる

監査期間：スケジュールと費用を左右するもの

期間の短い順に4段階

4～6週間

年間を通じて記帳済み

通常の照合で、追徴はごくわずか

5～8週間

WFOE設立初年度

会計方針の設定、資本金払込の確認

8～12週間

帳簿の再構築が必要

費用は取引件数と発票の数次第。5月31日に間に合わないリスクあり

個別見積もり

期限直前の緊急対応

割増料金と監査不合格のリスク

期間を決めるのは会社の規模ではなく、**日常の記帳の質**である

年次決算で最も高くつく5つのミス

- ⚠ **帳簿が英語のみ。** 中国語の原本がなければ、税務当局は書類を差し戻す
- ⚠ **電子発票（e-fapiao、数电票）を使っていない。** 発票のない費用は損金算入できず、課税所得が理由なく膨らむ
- ⚠ **グループ内サービスに書類がない。** 契約書も移転価格メモ（transfer pricing memo）もなければ、関連者取引の調査で真っ先に問われる
- ⚠ **監査前の配当。** 税務精算が終わるまでは、利益から税金、繰越欠損金、法定積立金を差し引けない
- ⚠ **放置された休眠WFOE。** 取引がなくても申告義務はなくなる

延滞のコスト

未納税額に対して1日0.05%の延滞金、さらに未納額の50%～500%の罰金

WFOEの登録資本金：監査人が確認する2つの日付

2024年7月1日

改正会社法（Company Law）施行。WFOEを含むすべての新設有限責任会社（LLC）：引受資本金は設立日から5年以内に全額払込

2024.7.1 — 2027.6.30

それ以前に設立された会社向けの3年間の経過期間

2027年6月30日

払込期限が2027年7月1日から5年を超える場合、払込スケジュールを是正し定款に明記する**期限**

2032年6月30日

2024年7月1日より前に登記された会社の**資本金全額払込の最終期限**

監査人が確認するポイント

- ✓ 登記上の金額ではなく、実際に払い込まれた金額
- ✓ 払込スケジュールと現行定款との整合性
- ✓ 銀行書類による資本金入金の実証

「将来に備えて」過大に設定し、実際には払い込まれていない登録資本金は、銀行やSAMRから照会を受ける典型的な原因であり、**経済的実体**（サブスタンス）の面でも弱点となる

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169